4
要保護児童対策調整機関に関する事項
(一)　市町村の設置した協議会に係る要保護児童対策調整機関は、専門的な知識等に基づき事務を適切に行うことができる者を置くものとすることとした。（第二五条の二第六項関係）
(二)　(一)の者は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならないものとすることとした。（第二五条の二第八項関係）
5
児童相談所の体制の強化に関する事項
(一)　都道府県は、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとすることとした。（第一二条第三項関係）
(二)　心理に関する専門的な知識等を必要とする指導をつかさどる所員の中には、医師であって精神保健に関して学識経験を有する者又は大学において心理学を専修する学科等の課程を修めて卒業した者等が含まれなければならないものとすることとした。（第一二条の三第六項第一号関係）
(三)　児童の健康及び心理の発達に関する専門的な知識等を必要とする指導をつかさどる所員の中には、医師又は保健師が含まれなければならないものとすることとした。（第一二条の三第六項第二号関係）
(四)　児童福祉司の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとすることとした。（第一三条第二項関係）
(五)　社会福祉主事として二年以上児童福祉事業に従事した者を児童福祉司として任用するときは、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了した者でなければならないものとすることとした。（第一三条第三項第五号関係）
(六)　他の児童福祉司が職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司は、児童福祉司としておおむね五年以上勤務した者であるものとし、その数は政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとすることとした。（第一三条第五項及び第六項関係）
(七)　児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならないものとすることとした。（第一三条第八項関係）
(八)　政令で定める特別区は児童相談所を設置するものとすることとした。（第五九条の四第一項関係）
6
里親委託及び養子縁組の推進に関する事項
(一)　養子縁組里親について、都道府県知事が行う研修を修了し養子縁組によって養親となること等を希望する者のうち養子縁組里親名簿に登録されたものとすることとした。（第六条の四第二号関係）
(二)　里親の普及啓発から里親の選定及び里親と児童との間の調整並びに児童の養育に関する計画の作成までの一貫した里親支援を都道府県の業務として位置づけるものとすることとした。（第一一条第一項第二号ヘ関係）
(三)　児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、援助を行うことを都道府県の業務として位置づけるものとすることとした。（第一一条第一項第二号ト関係）
(四)　養子縁組里親名簿の作成、養子縁組里親の欠格要件等について規定することとした。（第三四条の一九～第三四条の二一関係）
7
児童自立生活援助等の対象者の範囲に関する事項
(一)　大学の学生等であって満二〇歳に達した日から満二二歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもの（満二〇歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていたものに限る。）を児童自立生活援助の対象とするものとすることとした。（第六条の三第一項関係）
(二)　児童以外の満二〇歳に満たない者のうち、施設入所等の措置が引き続き採られているもの又は(四)により一時保護が引き続き行われているもの等を要保護児童対策地域協議会において支援の内容を協議する対象とするものとすることとした。（第二五条の二第一項及び第二項関係）
(三)　都道府県は、児童以外の満二〇歳に満たない者のうち、(四)により一時保護が引き続き行われているもの等について、施設入所等の措置を採ることができるものとすることとした。（第三一条第四項関係）
(四)　児童相談所長等は、一時保護が行われた児童について、満二〇歳に達するまでの間、引き続き一時保護を行うことができるものとすることとした。（第三三条第六項及び第七項関係）
(五)　児童相談所長等は、児童以外の満二〇歳に満たない者のうち、施設入所等の措置が引き続き採られているもの等について、一時保護を行うことができるものとすることとした。（第三三条第八項及び第九項関係）
8
児童福祉審議会に関する事項
(一)　児童福祉審議会は、関係者に対し、必要な報告等を求め、その意見を聴くことができるものとすることとした。（第八条第六項関係）
(二)　児童福祉審議会の委員の要件に、児童福祉審議会の権限に属する事項に関し公平な判断をすることができる者であることを追加することとした。（第九条関係）
9
その他に関する事項
(一)　児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその現在地の市町村に提供するよう努めなければならないものとすることとした。（第二一条の一〇の五関係）
(二)　一時保護は、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の状況を把握するために行うものであることを規定することとした。（第三三条関係）
(三)　国は、要保護児童の健全な育成に資する調査及び研究を推進するものとすることとした。（第三三条の九の二関係）
(四)　情緒障害児短期治療施設の対象を、環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童とし、その目的を社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行うものとするとともに、その名称を児童心理治療施設とすることとした。（第四三条の二関係）
(五)　乳児院等の長及び里親等は、施設に入所し、又は里親等に委託された児童及びその保護者に対して、関係機関との緊密な連携を図りつつ、親子の再統合のための支援等を行うものとすることとした。（第四八条の三関係）
(六)　都道府県又は市町村の長は、施設入所等の措置等に係る徴収金の収納の事務について、私人に委託することができるものとすることとした。（第五六条第三項関係）

二　売春防止法の一部改正関係
1　婦人相談員を非常勤とする規定を削除することとした。（第三五条第四項関係）
2　婦人相談所長が、要保護女子であって配偶者のない女子等である者及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、都道府県知事等に報告し、又は通知するものとすることとした。（第三六条の二関係）

三　母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部改正関係
1　母子家庭の母及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない関係機関に婦人相談員を追加することとした。（第三条の二第一項関係）
2　母子・父子自立支援員について、非常勤を原則とする旨の規定を削除することとした。（第八条第三項関係）

四　母子保健法の一部改正関係
1　国及び地方公共団体は、母子保健に関する施策を講ずるに当たっては、当該施策が乳幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意するものとすることとした。（第五条第二項関係）
2　母子健康センターが行う事業に、母子保健に関する支援に必要な実情の把握及び関係機関との連絡調整を行うこと等を追加し、その名称を母子健康包括支援センターに変更することとした。（第二二条関係）

五　児童虐待の防止等に関する法律の一部改正関係
1　都道府県知事が児童の福祉に関する事務に従事する職員に児童虐待が行われている疑いのある児童の住所等に臨検させ、又は当該児童を捜索させる際に、当該児童の保護者が再出頭の求めに応じないことを要件としないものとすることとした。（第九条の三関係）